

コンパクトな市街地形成をめざして

都市計画説明会を開催

市には現在、市街化区域(市街地にする区域)・市街化調整区域(市街化を抑える区域)の区分がある地域(旧秋田市)と、その区分がない地域(旧河辺・雄和町)があり、異なる土地利用のルールが存在しています。今後は、その二つの地域を同じルールで統合して、コンパクトな市街地形成をめざします。

説明会は参加無料です。都合のよい会場へ直接お越しください。

説明会のおもな内容

- 秋田都市計画区域と河辺都市計画区域の統合
- 市街化調整区域内の既存集落の維持・活性化策
- 市の土地利用のルールの違いについて

地域	会場	開催日	時間
東部	東部公民館	8月9日(火)	19:00~
	太平地域センター	8月18日(木)	
	下北手地域センター	8月22日(月)	
南部	大住地区コミセン	8月23日(火)	
	上北手地域センター	8月25日(木)	
西部	四ツ小屋上野公民館	8月29日(月)	
	豊岩地区コミセン	8月30日(火)	

問い合わせ 都市計画課 ☎(866)2152



任期付職員採用試験 (大学卒業程度)

■採用予定 行政(一般行政事務) 3人程度

■任期 平成23年12月2日から
平成26年3月31日まで

■1次試験 9月18日(日)、秋田大学一般教育2号館で。一般教養試験(択一式、大学卒業程度の内容)

※申し込み状況により試験会場を変更する場合があります。

■受験資格 昭和28年4月2日から平成5年4月1日までに生まれたかた(平成26年3月末で60歳以下のかた)。学歴は問いません

■受験案内書 市役所1階総合案内、市役所3階人事課、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、秋田市東京事務所でさしあげます。人事課ホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ps/>

受付期間 8月12日(金)~25日(木)(必着)
受付場所 人事課 ☎(866)2012

人権擁護の普及に寄与 法務大臣から感謝状



人権擁護委員を退職された鈴木光喜さん(写真左)と伊藤敬一さんに、国民の人権擁護と人権思想の普及に貢献した功績により、7月1日、法務大臣から感謝状が贈られました。

新任のお知らせ…7月1日から高橋芳三さん、浅野進さんが人権擁護委員に委嘱されました。なお、お住まいの近くの人権擁護委員に相談したいときは、秋田地方法務局人権擁護課へお問い合わせください。☎(862)1443

環境活動に活発な 団体を表彰しました



6月29日の表彰式で

秋田市環境活動推進協議会では、積極的に環境活動に取り組んでいる団体を表彰しました。

集団回収部門

▶松美ガ丘町内会、飯島松根町内子ども会
ボランティア清掃部門▶泉学区町内会連合会



*秋田市環境活動推進協議会では、市民・事業者・行政が情報を共有し、協働して環境問題に取り組むため、会員・賛助会員(企業、事業者)を募集しています。詳しくは、環境都市推進課へお問い合わせください。☎(863)6632

夏休みを利用して

予防接種を受けましょう

いずれも接種は無料です(期間を過ぎると有料)。接種期間や受託医療機関は4月～5月に幼稚園や学校などから配布または個別に郵送されたお知らせで確認してください。

●麻しん・風しんの予防接種

麻しんはかかると肺炎や脳炎を引き起こすことがあります。また、麻しんは感染力が強いため、予防接種でお子さんと周囲への感染を防ぎましょう。なお、麻しん・風しん1期のかたは母子健康手帳別冊の医療機関名簿を参考に2歳の誕生日の前々日までに接種を受けてください。

対象 第1期▶1歳児 第2期▶小学校就学前の1年間(年長児)
第3期▶H10.4.2～H11.4.1生まれ
第4期▶H5.4.2～H6.4.1生まれ

●ジフテリア、破傷風の予防接種

小学6年生(11歳～12歳)が対象です。乳幼児期に行った三種混合ワクチンの免疫力が低下してくるため、追加接種で免疫力を高めましょう。

日本脳炎定期予防接種が通常どおり受けられます

接種の勧めを差し控えていた日本脳炎の予防接種が通常どおり受けられるようになりました。今年度は、第1期の標準接種年齢の3歳と4歳のお子さん、小学3・4年生の接種をお勧めします。接種料金は無料です。

※平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれのかたは接種回数
が足りない場合がありますので来年度以降、順次ご案内します。

問い合わせ 市保健所健康管理課☎(883)1179

夏の食中毒にご注意!

高温多湿でじめじめした季節は食中毒が発生しやすい時期です。食品などの取り扱いには十分注意して、食中毒を防ぎましょう。



菌をつけない 食中毒を起こす菌は、魚や肉、野菜などに付いていることがあります。この菌が手や調理器具などを介してほかの食品を汚染することがあります。十分な手洗い、食材の洗浄、調理器具の洗浄消毒を行いましょう。

菌を増やさない 食品は室温に長く放置しないで、冷蔵庫で保存しましょう。調理中も食品を長く室温に放置しないようにし、加熱調理した食品もできるだけ早く食べましょう。

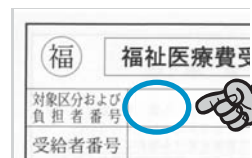
菌をやっつける 食中毒を起こす菌のほとんどは加熱することで死滅します。加熱調理する食品は75℃で1分間以上、カキなどの二枚貝は85℃で1分間以上加熱し、中心部まで熱が通るようにしましょう。また、調理器具は洗浄後に熱湯や塩素系漂白剤などで消毒しましょう。

★牛レバーは十分加熱を 牛レバーは表面だけでなく内部にも食中毒を起こす菌が見つかっているため、加熱が不十分の状態を食べると食中毒を起こす可能性があります。牛レバーは生で食べず、中心部まで十分加熱してください。

問い合わせ 市保健所衛生検査課☎(883)1181

すこやか子育て支援事業の更新・新規申請

保育所や幼稚園の保育料を助成する制度です(所得制限があります)。お子さんの福祉医療費受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「73」「74」「75」「76」のかたが対象です。



この「73」「74」「75」「76」のかたが対象

更新手続き 現在助成を受けていて、お子さんが認可保育所や、満3歳児以上で幼稚園に入所(園)しているかたは、7月中に各施設を通じて申請書をお送りしていますので、まだ提出していないかたは早めに提出してください。認可外保育施設、へき地保育所、事業所内保育施設、幼稚園に入所(園)している2歳児またはひとり親世帯のかたには、8月末までに各施設を通じて申請書をお送りします。

新規の申請手続き(福祉医療費受給者証の更新により、新たに対象になったかた) お子さんが認可保育所や、満3歳児以上で幼稚園に入所(園)しているかたは、各施設へ申請書を提出してください。認可外保育施設、へき地保育所、事業所内保育所、幼稚園に入所(園)している2歳児またはひとり親世帯のかたは8月末までに各施設へ申請書を提出してください。

問い合わせ 子ども育成課☎(866)2094

●福祉医療受給者証の「対象区分及び負担者番号」

更新前 (有効期限 H23.7.31)	更新後 (有効期限 H24.7.31)	保育料助成	手続き
73、74、75、76	73、74、75、76	8月分以降も該当	更新
73、74、75、76	80	7月分まで該当	不要
80	73、74、75、76	8月分から該当	新規
80	80	該当しません	不要

●保育料助成内容

対象	助成額
※①～④は福祉医療費の受給資格と同様の所得制限があります。	
①平成19年4月1日以前に生まれた 所得税額1,500円未満のひとり親世帯	10分の7を助成
②①以外のひとり親世帯	2分の1を助成
③所得税非課税世帯	
④所得税課税世帯	4分の1を助成
⑤平成18年4月1日以前に生まれた 第3子以降	全額助成 ※今回は手続き不要

※源泉徴収票などの提出が必要な場合があります。